

## 第7節 自衛隊への災害派遣要請

天変地変その他の災害に際して人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合、知事等は、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請できる。

市長は、人命又は財産を保護するため必要があると認めた場合は、次により自衛隊の災害派遣要請を知事に依頼する。

主な実施担当	災害対策本部、(総)本部連絡班
防災関係機関等	宮城県災害対策本部、自衛隊

### 1 災害派遣の基準及び要請の手続き

#### (1) 要請による派遣

ア 知事、第二管区海上保安本部長及び東京航空局仙台空港事務所長(以下「知事等」という。)は、人命及び財産を保護するため必要があると認める場合は、「自衛隊指定部隊等の長」に対して災害派遣を要請できる。自衛隊指定部隊等の長は、災害派遣の要請を受け、必要と認める場合に部隊等を派遣する。

イ 市長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請をするよう求めることができる。この場合、市長はその旨及び市域に係る災害の状況を通知する。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

ウ 自衛隊の災害派遣の必要を認めた場合は、知事に次の事項を記載した文書を提出する。ただし事態が急迫し文書で行なういとまがないときは、電話等により要請し、事後すみやかに文書を提出しなければならない。

- ・ 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を必要とする期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となる事項(宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備等)

#### (2) 自衛隊の自主派遣

自衛隊指定部隊等の長は、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

その場合の判断基準は、次のとおりとなっている。

ア 津波災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が自ら情報収集を行う必要があると認められること。

イ 津波災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、次のような直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。例えば、

(ア) 津波災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報(災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市長からの通知を含む)を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

(イ) 津波災害に際し、通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合

(ウ) 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合

ウ 海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

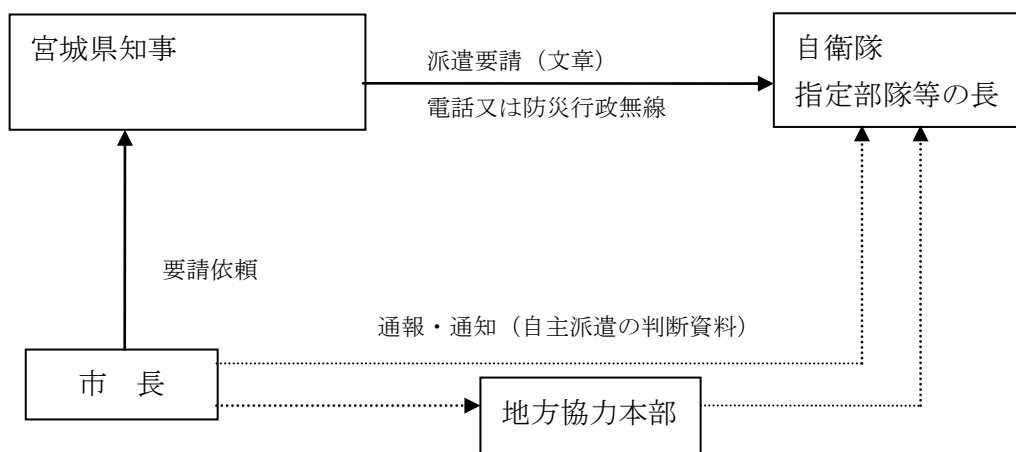
エ その他災害に際し、上記ア～ウに準じ、特に緊急を要し知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

オ ア～エの場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づき救援活動を実施する。

### (3) 要請の手続き

#### ア 派遣要請系統図



- イ 自衛隊の災害派遣要請(連絡)先  
宮城隊区担当部隊は、次のとおり。

機 関 名	所 在 地	電 話
陸上自衛隊第 22 普通科連 隊 ( 多 賀 城 駐 屯 地 )	多賀城市丸山 2-1-1	第 3 科 022 (365) 2121 内 235～237 F A X 022 (363) 0491 時間外当直 022 (365) 2121 内 301・302

## 2 市と自衛隊との連絡

- (1) 災害派遣が決定された場合、宮城隊区担当部隊から、被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救援活動等に関する連絡・調整を実施するため、市災害対策本部等に連絡調整幹部が派遣される。
- (2) 市は、自衛隊の連絡調整幹部等を災害対策本部に受入れ、災害対処に必要となる情報交換等を行う。
- (3) 市は、連絡調整幹部等と協議し、対策の緊急性、重要性を判断し救援活動の優先順位を定め、自衛隊の活動が効果的に実施されるよう調整を行う。

## 3 派遣部隊の活動内容

### (1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣は、緊急性、公共性、非代替性を判断して、関係機関と密接な連携のもとに救援活動等を実施する。

### (2) 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおり。

- ア 被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握
- イ 避難の援助：避難者の誘導、輸送等
- ウ 遭難者等の救出、救助及び搜索活動：行方不明者、負傷者等の搜索、救助活動
- エ 水防活動：土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動
- オ 消防活動の支援：消防機関との協力による消火活動
- カ 道路又は水路の啓開：道路又は水路等の交通路上の障害物の排除
- キ 応急医療、救護及び防疫：被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動
- ク 人員及び物資の緊急輸送：緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
- ケ 炊飯及び給水：被災者に対する炊飯及び給食の実施

- コ 援助物資の無償貸付又は譲与：「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施
- サ 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
- シ その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

### (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において市長その他市長の職務を行うことができる者（委任を受けた市の吏員、警察官及び海上保安官）がその場にはいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- ア 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること
- イ 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること
- ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること
- エ 市民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること
- オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

## 4 派遣部隊の受入体制

災害派遣が決定・実行された場合、派遣を受ける市長等は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

### (1) 連絡調整者の指定

知事等又は市長等は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

### (2) 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

### (3) 宿舎、宿营地の提供

災害派遣部隊の宿舎又は宿营地について、施設管理者等と調整のうえ提供する。

### (4) 部隊活動の調整

市長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

また、必要な資機材の準備、及び施設の使用に際しての管理者との調整を行う。

### (5) ヘリポートの設定（第15節ヘリコプターの活用参照）

(6) 艦艇等が使用できる岸壁の準備

港湾管理者との協議に基づき、自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁を可能な限り確保する。

(7) 情報等の提供

災害派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

5 派遣部隊の撤収

(1) 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、知事等は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、市長等及び派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について要請する。

(2) 撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書(別紙様式第3又は第4)をもって要請(提出)する。

(3) 災害派遣部隊等の長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

6 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担するものとし、細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定める。

(1) 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料

(2) 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等

(4) 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費

(5) 無作為による損害の補償

(6) その他協議により決定したもの